

2016年11月30日

各 位

株式会社アデランスの株券等に対する公開買付けの結果について

当社は、株式会社アデランス（以下、「アデランス」といいます。証券コード:8170）の代表取締役会長兼社長 根本信男氏及び代表取締役副社長 津村佳宏氏、並びに、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A) L.P.が、共同で出資するアドヒアレンス株式会社を通じて、2016年10月17日より、アデランスの普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を実施しておりましたが、同年11月29日をもって本公開買付けが終了しました。本公開買付けの結果に関する詳細は、添付のアドヒアレンス株式会社のプレスリリースをご参照下さい。

以 上

本件に関するお問合わせ先

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル19階

インテグラル株式会社

電話：03-6212-6100 FAX：03-6212-6099

URL：http://www.integralkk.com

インテグラルについて

インテグラル株式会社（代表取締役：佐山展生、山本礼二郎）は、日本国内の上場企業・未公開企業等を対象とした日本の独立系プライベート・エクイティ投資会社として2007年9月に創業されました。インテグラルは【積分、積み重ね】を意味しており、投資先企業の経営陣等とハートのある信頼関係を構築し、最高の英知を真に積み重ねていくことにより、長期的視野に立ったエクイティ投資を行います。また、投資後は『経営と同じ目線・時間軸』をもって投資先企業と共に歩み、企業価値の最大化に向けて経営・財務の両面での最適な経営支援を行います。インテグラルは、日本国内の上場企業・未公開企業等を対象に、自己資金投資、ファンド資金投資及びその双方（ハイブリッド型投資）を用いた独自の投資手法により長期的な投資を行っており、投資後はインテグラルの企業価値向上支援チーム（i-Engine）による直接的な経営支援に基づく投資先企業の発展を通じて社会に貢献し、信頼される投資会社を目指しております。

平成 28 年 11 月 30 日

各 位

会 社 名 アドヒアレンス株式会社
代表者名 代表取締役 水谷謙作
電話番号 (03) 6212-6098

株式会社アダランス株券等（証券コード 8170）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

アドヒアレンス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 10 月 14 日、株式会社アダランス（コード番号 8170、株式会社東京証券取引所 市場第一部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）、本新株予約権（下記「1. 本公開買付けの概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」の「②新株予約権」において定義されます。以下同じです。）及び本新株予約権付社債（下記「1. 本公開買付けの概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」の「③本新株予約権付社債」において定義されます。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 28 年 10 月 17 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 28 年 11 月 29 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

アドヒアレンス株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号

(2) 対象者の名称

株式会社アダランス

(3) 買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

- i) 平成24年6月21日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）
- ii) 平成25年5月23日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）
- iii) 平成26年5月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）
- iv) 平成27年5月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）
- v) 平成28年5月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といい、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を総称して以下「本新株予約権」といいます。）

③ 新株予約権付社債

平成 26 年 9 月 17 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された 2019 年満期円貨
 建轉換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
36,459,753 (株)	19,532,800 (株)	— (株)

(注 1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (19,532,800 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (19,532,800 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数 (36,459,753 株) を記載しております。当該最大数は、(i) 対象者が平成 28 年 10 月 14 日付で提出した第 48 期第 2 四半期報告書 (以下「対象者第 48 期第 2 四半期報告書」といいます。) に記載された平成 28 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数 (37,246,388 株) に、(ii) 対象者が平成 28 年 5 月 26 日付で提出した第 47 期有価証券報告書 (以下「対象者第 47 期有価証券報告書」といいます。) に記載された平成 28 年 2 月 29 日現在の第 4 回新株予約権 (1,275 個)、第 5 回新株予約権 (2,803 個)、第 6 回新株予約権 (3,552 個) 及び第 7 回新株予約権 (4,889 個) 並びに対象者が平成 28 年 5 月 26 日付で公表した「ストック・オプション (新株予約権) の発行に関するお知らせ (株式会社アデランス第 8 回新株予約権)」及び平成 28 年 7 月 27 日付で公表した「ストック・オプション (新株予約権) の発行内容確定に関するお知らせ (株式会社アデランス第 8 回新株予約権)」に記載された第 8 回新株予約権 (6,040 個) から平成 28 年 8 月 31 日までに消滅した本新株予約権 (対象者によれば、平成 28 年 8 月 31 日までに第 7 回新株予約権 30 個が消滅したとのことです。) を除いた数の本新株予約権 (第 4 回新株予約権 (1,275 個)、第 5 回新株予約権 (2,803 個)、第 6 回新株予約権 (3,552 個)、第 7 回新株予約権 (4,859 個) 及び第 8 回新株予約権 (6,040 個)) の目的となる対象者株式の数 (1,852,900 株) 並びに対象者第 47 期有価証券報告書に記載された平成 28 年 2 月 29 日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権 (2,000 個) (対象者によれば、平成 28 年 8 月 31 日までに、消滅した本新株予約権付社債に付された新株予約権はないとのことです。) の目的となる対象者株式の数 (4,688,232 株) をそれぞれ加えた株式数 (43,787,520 株) から、(iii) 対象者が平成 28 年 10 月 14 日に公表した「平成 29 年 2 月期第 2 四半期決算短信 [日本基準] (連結)」に記載された平成 28 年 8 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数 (2,383,109 株) を控除した数 (41,404,411 株。以下「対象者議決権株式総数」といいます。) から対象者の創業者であり代表取締役会長兼社長かつ第 2 位株主である根本信男氏 (以下「根本氏」といいます。) が所有する対象者株式のうち役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式を除く全ての対象者株式 (所有株式数: 4,944,658 株、所有割合: 11.94%。以下「不応募対象株式」といいます。) の数を控除した数 (36,459,753 株) です。

(注 4) 買付予定数の下限は、対象者議決権株式総数 (41,404,411 株) から本新株予約権付社債に付された新株予約権 (2,000 個) の目的となる対象者株式の数 (4,688,232 株) を控除した株式数 (36,716,179 株) に係る議決権数 (367,161 個) の 3 分の 2 に相当する議決権数 (244,774 個) から不応募対象株式に係る議決権数 (49,446 個) を控除した議決権数 (195,328 個) に 100 を乗じた数としております。なお、本新株予約権付社債が対象者株式に轉換されることは想定していないため、応募株券等の数の合計が上記の下限 (19,532,800 株) を満たす場合には、不応募対象株式に係る議決権数 (49,446 個) と合わせて、公開買付者及び根本氏が対象者株式の全て (ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。) を所有することになるための一連の手続について臨時株主総会の承認を得るために必要な議決権数を確保することができると考えられます。

(注 5) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。) に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合に

は、対象者は法令の手続に従い本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注6）公開買付期間末日までに本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

（5）買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 28 年 10 月 17 日(月曜日)から平成 28 年 11 月 29 日(火曜日)まで (30 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

①普通株式	1 株につき	金 620 円
②新株予約権	第 4 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	第 5 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	第 6 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	第 7 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	第 8 回新株予約権	1 個につき金 10, 100 円
③新株予約権付社債	額面 500 万円につき	金 1, 453, 280 円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（19, 532, 800 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（27, 593, 897 株）が買付予定数の下限（19, 532, 800 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 28 年 11 月 30 日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	26, 038, 397 株	26, 038, 397 株
新 株 予 約 権 証 券	1, 555, 500 株	1, 555, 500 株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—株	—株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	—株	—株

株 券 等 預 託 証 券 ()	一株	一株
合 計	27,593,897 株	27,593,897 株
(潜在株券等の数の合計)	(1,555,500 株)	(1,555,500 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	52,900 個	(買付け等前における株券等所有割合 12.78%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	275,938 個	(買付け等後における株券等所有割合 66.64%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	49,446 個	(買付け等後における株券等所有割合 11.94%)
対象者の総株主等の議決権の数	348,114 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第48期第2四半期報告書に記載された平成28年8月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式を含む対象者株式(ただし、自己株式を除きます)、本新株予約権及び本新株予約権付社債の全てを本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者議決権株式総数(41,404,411株)に係る議決権の数(414,044個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しています。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
平成28年12月6日(火曜日)

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が平成 28 年 10 月 17 日付で提出した公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、公開買付者及び根本氏が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することになるよう一連の手續を実施することを予定しております。対象者株式は、現在、東京証券取引所に上場されていますが、当該手續が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、所定の手續を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。今後の手續につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

アドヒアレンス株式会社

（東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

以 上